

物価変動会計の地方公会計への適用可能性

A Study on the Applicability of Inflation Accounting to Local Government Accounting

安部 秀俊

1. はじめに

全国の地方公共団体では、既存の予算・決算制度に加え、2015年より企業会計の手法を参考にした統一的な基準を適用して、財務書類を作成するという試みが進められている。歳入と歳出をベースとした既存のいわゆる官庁会計に加え、これを補完する目的で、財政の透明性を高め、住民等に対する説明責任をより適切に果たすために財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）の開示が推進されている。この地方公会計（統一的な基準）では、基本的に取得原価主義が採用されている。したがって、物価変動を会計数値には反映していない。超長期にわたり、資金調達を行いインフラ資産などに投下して行政サービスを行う地方公共団体を前提とした場合、取得原価のみでは未実現損益やインフレ等の影響が大きく、財政状態を正確に把握することが困難となるという問題も孕んでいる。会計数値が名目的であると、資産価値の実質的把握が困難、世代間負担の評価がゆがむ、財政健全性指標が名目的になるという問題が生じ得る。本稿では、企業会計における物価変動会計¹⁾を用いて、この問題を考察することを目的とするものである。以下において、物価変動会計の概念的整理を行った上で、地方公会計制度の計算構造を明らかにし、その適用可能性について若干の考察を加えていく。

2. 物価変動会計の概念的整理

物価変動会計に関する研究の歴史は古く膨大に存在している。古くは第一次世界大戦等に起因するインフレーションに関連して、ドイツやアメリカ、イギリスなどグローバルに先行研究が存在している。我が国においても戦後から1980年代にかけて特に活発に議論が行われたように認識している。物価変動会計の体系は、その歴史が示すように非常に複雑であるが、本稿では地方公会計への適用可能性に言及することを

1) 物価変動会計という用語と用いているが、著者によって用語法は価格変動会計、貨幣価値変動会計、インフレーション会計など様々である。本稿では、便宜上、物価変動会計という用語を用いている。

意図して、可能な限り概括的に検討を加えてみたい。

まず物価変動会計は、資本維持概念と組み合わせて検討されていることが多い。資本維持概念自体も様々な呼び名があるが、多くは①名目資本維持、②実質資本維持、③実体資本維持という3つに区分されている。このうち、①名目資本維持と②実質資本維持を貨幣資本維持概念、③実体資本維持を物的資本維持概念と区分している。以下に図表1として示す。

【図表1】資本維持概念

貨幣資本維持概念	名目資本維持
	実質資本維持
物的資本維持概念	実体資本維持

出所：齋藤（2013）403頁、図表10-1をもとに筆者作成

本稿では図表1の体系に基づいて、それぞれを概括していきたい。まず、前提になるのが資本維持という概念である。齋藤（2013）は、ここでいう資本維持について、例えば債権者保護の観点から、企業が自主的に資本の充実を図ること等の意味ではなく、企業における利益計算の核になる概念であると指摘している²⁾。すなわち、「一会計期間中に営業活動によらない直接の資本の変動がないとするならば、期首の資本の大きさが維持されてなお余剰があれば、その余剰が利益として計算されることになる。換言するならば、期末利益は、直接の資本変動がないことを前提とすれば、期末資本から期首資本を控除した差（剰余）として計算され、その余剰を配当等により社外流出として処分したとしても、期首資本は維持されることになる。こうした意味で、資本維持という用語が用いられる³⁾」と説明される。

その上で、こうした資本概念または資本維持概念は、資本を貨幣としてみる貨幣資本維持概念と、資本を物財もしくはその物的な給付能力（営業能力、生産能力）とみる物的（実体）資本維持概念に分けられる⁴⁾。このような、資本を貨幣ではなく、物財もしくは物的な給付能力としてみる試みは、既存の企業会計の枠組みである貨幣資本維持である名目資本維持の持つ特徴に言及する必要がある。ここでは特に伝統的な取得原価主義会計について、加古（1994）に基づき、その特徴を3点挙げる。それは、a. 会計の測定単位として名目貨幣単位を採用していること、b. 資産の評価基準として取得原価基準を採用していること、c. 資本概念として名目貨幣資本概念を採用していることである⁵⁾。a. は取引に際して実際に授受された貨幣の一単位が会計上の測定単

2) 齋藤（2013）、401頁。

3) 同上文献、401頁。

4) 壹岐（2017）、221頁。

5) 加古（1994）、2頁。

位として採用されることであり、異なる取引時点間において貨幣のもつ一般購買力が変動している場合にも、その事実が考慮外におかれ、過去における実際取引時点の購買力をもつ貨幣単位がそのまま採用されるという意味で名目貨幣単位とよばれる⁶⁾。b. は、取得原価主義会計における資産評価基準が測定単位としての名目貨幣単位と一体不可分の関係にあることを示す。すなわち、資産はそのものの価値を独立的に評価するという方法ではなく、当該資産の取得に要した対価としての貨幣支出額をまず測定し、その上で当該測定額を用いて取得資産の評価額を従属的に決定する方法が採られている。この場合、測定単位として名目貨幣単位が採用されるために、対価として支出された貨幣の名目単位数がそのまま資産の評価額になる⁷⁾。c. は、取得原価主義会計においては、期首における所有者持分の名目貨幣数が資本として規定され、かつ、当該会計期間中におけるその変動分が期間利益として把握されることを意味する⁸⁾。

このように、伝統的な取得原価主義会計の枠組みは、特に物価変動という経済事象が生じた際には以下のような不都合があることが指摘される。ひとつは、測定単位として採用されてきた名目貨幣単位がその同質性を失い、統一的な測定単位としての機能を果たせなくなる点である⁹⁾。もうひとつは、資産の貸借対照表価額が、当該資産の貸借対照表日時点の経済的実態と乖離したものになってしまう点である¹⁰⁾。ひいては、企業の保有する資産の価格上昇期における期間利益は、当該資産の保有期間中に生じた価格上昇分たる保有利得と、その販売活動からもたらされる操業利益が期間利益になかに混入する¹¹⁾。

こうした不都合な点を補う目的とした手法として、物価変動の影響を会計に反映するため、物価変動会計が用いられる。ひとつは前述した貨幣資本維持としての実質資本維持である。これは、資本の概念を企業に投下された貨幣のもつ実質的価値すなわち貨幣の一般購買力を指すと考えるものである¹²⁾。実質資本維持概念に基づく損益計算は、期間利益を計算するために期末資本から控除する維持すべき資本の大きさを、貨幣の購買力で把握しようとするものであり、これを把握するために一般物価指数による修正を施す¹³⁾。実質資本維持概念に基づく損益計算では、この修正を考慮するため貨幣購買力に関する損益が計上されることになる。

6) 同上文献、3頁。

7) 同上文献、3頁。

8) 同上文献、5頁。

9) 同上文献、9頁。

10) 同上文献、9頁。

11) 同上文献、10頁。

12) 同上文献、18頁。

13) 齋藤 (2013)、410頁。

最後に物的資本維持概念として実体資本維持について言及する。実体資本維持は資本の概念を個別具体的な物的資産を指すと考える¹⁴⁾。この点について、加古（1994）では、維持すべき資本を企業に投下された物的資産の数量と規定するものとすれば、この資本を維持するためには、当期中に費消された物的資産の数量と同量の資産を取替更新することが必要であり、そのためには当該資産の取替原価（現在購入価格）を評価基準とする費用を収益にチャージすることによって、当該資産の取替資金の回収留保を図る必要があると述べている¹⁵⁾。また、齋藤（2013）は、実体資本維持は、維持すべき資本の大きさを物的量として把握する考え方であり、維持すべき資本はもちろんのこと、期末資本の構成要素についても貨幣性資産を除けば金額を付すことに意味はなく、実体資本維持概念に基づく損益計算の結果、導かれる利益が物そのものであるのか、貨幣を具現している物として把握するののかについては、必然的に決定されるものではないと述べている¹⁶⁾。物的資本維持は、その用語が示すように、物的資産の数量に焦点を充てているものとみることができる。

なお、会計主体論の観点から名目資本維持、実質資本維持、実体資本維持を分類して検討する視座もある¹⁷⁾。齋藤（2013）では、資本の範囲の相違に基づくものであり、資本主義論と結びつく自己資本維持概念と、企業主体理論と結びつく総資本維持概念を指摘している¹⁸⁾。会計主体論とは、会計は誰のために行う行為であるのかを規定する視座であり、資本主義論では資本主である株主のために会計が行われると考えるため、自己資本が維持すべき資本であると考え。一方、企業主体理論では、株主ではなく、企業それ自体が会計主体と考えるため、資本全体すなわち総資本が維持すべき資本と考えるものである。この視点からも名目・実質・実体資本維持それぞれの考察ができる。

3. 統一的な基準の構造的特徴

本節では、地方公会計制度としての統一的な基準を中心に、（1）固定資産の評価方法と（2）純資産の部の計算構造に分けて論じていきたい。固定資産の評価方法に焦点を充てているのは、地方公共団体の財務書類のうち、固定資産の総資産に占める割合で考えたとき大部分を占めることが一般的であることによる。これは、企業会計における会社の本業を考えるとときと同様に、例えば工場で物品を生産し、販売する製

¹⁴⁾ 加古（1994）、18頁。

¹⁵⁾ 同上文献、22-23頁。

¹⁶⁾ 齋藤（2013）、416-418頁。

¹⁷⁾ 壹岐（2018）、24頁。

¹⁸⁾ 齋藤（2013）、422-430頁。

造業を営む企業とは異なり、地方公共団体は固定資産たる公共施設を有しこれを活用して住民に対し行政サービスを提供することが地方公共団体の本業であると捉えられるからである。このため、地方公共団体において、その本業を営むために中心となる資産は公共施設を中心とする固定資産である。また、純資産の部の計算構造に焦点を充てるのは、前節で検討したように物価変動会計は資本維持概念と紐づける必要があると考えるからである。

(1) 固定資産の評価方法

まず資産及び負債の配列方法は固定性配列法によっている¹⁹⁾。資産の部のうち、固定資産は、企業会計と同様に、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産に区分する²⁰⁾。そして、有形固定資産は、事業用資産、インフラ資産、所有外管理資産および物品に分類表示する²¹⁾。無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上し、投資その他の資産は、投資及び出資金、投資損失引当金、長期延滞債権、長期貸付金、基金、その他、及び徴収不能引当金に分類表示する²²⁾。このうち、有形固定資産の評価方法については、以下のとおりである²³⁾。事業用資産、インフラ資産及び所有外管理資産の開始時簿価については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価にて評価する。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価額1円とする。また開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わない²⁴⁾。さらに、有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、所有外管理資産及び物品）のうち、適正な対価を支払わずに取得したものについては、原則として再調達原価とする。ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地については、原則として備忘価額1円とするものとしている²⁵⁾。以上をまとめたものが以下の図表である。

19) 総務省（2025a）、90段落。

20) 同上文献、95段落。

21) 同上文献、96段落。

22) 同上文献、105-108段落。

23) 特に有形固定資産の評価方法に焦点を充てているのは、固定資産のうち金額的重要性が高いことによる。総資産に占める有形固定資産の割合は概ね8割を超えている。詳細は安部（2020）にて検討している。

24) 総務省（2025b）、59段落。

25) 同上文献、62段落。

【図表2】 統一的な基準における有形固定資産の評価基準

	開始時		開始後	再評価
	昭和59年度 以前取得分	昭和60年度 以後取得分		
非償却資産	再調達原価	取得原価※1	取得原価	なし※3
道路、河川及び水路の敷地	備忘価額1円	取得原価※2	取得原価	なし
償却資産	再調達原価	取得原価※1	取得原価	なし

※1 不明な場合は再調達原価。

※2 不明な場合は備忘価額1円。

※3 ただし、立木竹のみ6年に1回程度、再評価。

出所：総務省（2025b）、別紙5を元に筆者作成。

なお、取得原価の判明状況は各地方公共団体において異なることや地方債の償還年限が取得原価の判断状況に影響すること等を踏まえ、実施可能性や比較可能性を確保する観点から、特定の時期（昭和59年度以前）に取得したものは、原則として取得原価不明なものとして取扱うことになっている²⁶⁾。取得原価不明な資産の取扱いは、実務上の便宜を図るものであるが²⁷⁾、有形固定資産の評価方法は、総じて基本的に取得原価評価であるといえよう。

（2）純資産の部の計算構造

純資産は、純資産の源泉（ないし運用先）との対応によって、その内部構成を「固定資産等形成分」および「余剰分（不足分）」という表示科目によって表示する²⁸⁾。

「固定資産等形成分」は、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として金銭以外の形態（固定資産等）で保有されるものと定義されている。換言すれば、地方公共団体が調達した資源を充当して資産形成を行った場合、その資産の残高（減価償却累計額控除後）を示すものとされ、貸借対照表上の残高は、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等の金額と一致するものとしている²⁹⁾。

「余剰分（不足分）」は、地方公共団体の費消可能な資源の蓄積をいい、原則として金銭の形態で保有されるものと定義されている。貸借対照表における余剰分（不足分）は、流動資産（短期貸付金及び基金等を除く）から負債を控除した額と一致するとともに、貸借対照表における余剰分（不足分）はマイナスになることが多く、この場合、

²⁶⁾ 総務省（2025b）、60段落。

²⁷⁾ 有形固定資産の評価方法の変遷は、安部（2017）にて検討している。

²⁸⁾ 総務省（2025a）、145-146段落。

²⁹⁾ 同上文献、147段落。

基準日時点における将来の金銭必要額を示すものとされている³⁰⁾。

貸借対照表の借方側は資本の運用形態を示し、貸方側はその調達源泉を示すという視点は周知のとおりであるが、統一的な基準における貸借対照表の表示はこの投下された資本がどのような形で運用されているかを示す表示方法になっているとみることができる。すなわち、投下された資本が公共施設等の固定資産に転化している残高は固定資産等形成分として表示され、それ以外が余剰分（不足分）として表示されるのである。

また、留意すべき点は、企業会計における期間利益は、損益計算書で計上されたものが、貸借対照表に収容されているが、統一的な基準においては、企業会計上の損益計算書に該当する財務書類が行政コスト計算書として運用されていることである。すなわち、地方公共団体における主たる収入源は徴収した税金等であるが、これは純資産変動計算書に直接計上され、当該税金等で賄った行政サービスに関するコストは行政コスト計算書で計算され、行政コスト計算書の末尾の純行政コストが、純資産変動計算書に収容される仕組みとなっている。企業会計では、貸借対照表と損益計算書の間の連結環と表現される連携関係は、統一的な基準のもとでは、税金によってどのように行政サービスが賄われているかを知るためには、純資産変動計算書・行政コスト計算書・貸借対照表という財務書類によって表現されるということである。これは、地方公共団体の主たる収入源である徴収された税金の性質を、地方公共団体を会計主体と捉え収益とみるか、住民を会計主体と捉え出資（純資産）とみるかによる解釈の違いであるものと考えられるが、統一的な基準のもとでは後者の見解によっていることによる。

4. 物価変動会計の地方公会計への適用可能性

本節では、前節以前の概括的理解をふまえ、物価変動会計の地方公会計への適用可能性について、若干の考察を加える。まず、現状の統一的な基準に基づく地方公会計制度は、資産の評価基準が原則として取得原価評価となっていることから、名目資本維持概念に近いものと考えることができる。その上で、資産の評価属性が名目的になっているものを如何にして修正を加えていくかが検討の主眼となると考える。

検討を行うにあたり留意すべきと考える重要な点は、上記において検討したそれぞれの資本維持概念の前提となっている、期末資本が期首資本と同等以上でなければならないという思考は、企業は利益追求を目的としている以上、現状以上の拡大を前提としていることを暗黙としている点である。地方公会計においては、財務報告の主体

³⁰⁾ 総務省（2025a）、148段落。

が地方公共団体であるから、その規模拡大が暗黙の前提となるとは限らない。なぜなら、我が国においては少子高齢化時代を迎え、行政のスリム化や公共施設の統廃合、公共施設の長寿命化（耐用年数の延長）といった用語にも表されるように、必ずしも期首資本以上の期末資本が要求されるかという点もそうとも限らないと捉えることもできるからである。

一方で、世代間負担の衡平性³¹⁾ という用語に表されるように、投下された税金等が貸借対照表上の資本を構成していることから、過去・現役世代が負担した税金がどのように維持がされているのかといった情報は重要であることはいまでもない。

また、受託責任の観点からは少なくとも期首以上の資本を維持することは当然に要求されうるといった解釈もできうる。さらにそもそも維持すべき資本を自己資本とするか、総資本にするかについても問題となりうる。自己資本が現役世代の負担、負債が将来世代の負担という解釈があり得るからである。総務省（2025c）では、財務書類等の分析の視点として、負債及び純資産を「資産形成に対する財源として、将来の世代が負担するもの（負債）と、過去又は現世代が負担したもの（純資産）に区分」されていることを示している³²⁾。

以上のように、物価変動会計の前提となる資本維持概念やそれから波及する地方公共団体自体の特性等からは、そもそも議論の土台自体も体系的に整理できていないとも捉えられうるが本稿では、前述のとおり、固定資産価値の実質的把握が困難、世代間負担の評価がゆがむ、財政健全性指標が名目的になるといった問題意識のもとでどのような手法が考えられるかと考察してみたい。

まず、検討されることは、これまでの物価変動会計の手法のように、財務諸表本表に一般物価指数なり、再調達原価で修正を施す手法である。ただし、これは結論から示せば現実的ではないと考えている。地方公共団体における財務報告の主たる目的は、説明責任の履行が第一義的に存在すると考えるからである³³⁾。したがって、財務諸表本表には、客観性と検証可能性を十分に備えた取得原価主義による作成が求められる。加古（1994）は、物価変動と取得原価主義会計の有用性の検討のなかで、取得原価主義会計は企業の受託責任の解明目的に適合するシステムであると述べている。「すなわち、企業は所有主から委託された貨幣を誠実に管理し、かつ、これを効率的に運用する責任を負っており、この責任の遂行状況を明らかにするため、企業が受託した貨幣について、①当該会計期間中における増減変化と、②当該会計期間末におけるその

³¹⁾ 世代間衡平性という用語でも表現される（GASB概念書第1号par. 59-61）。なお、同概念書においては、世代間衡平性という概念を財務報告に適用するために、年度ごとの予算均衡という考え方に基づくという意味で期間衡平性という用語を用いている。

³²⁾ 総務省（2025c）、322頁。

³³⁾ 地方公共団体における財務報告の目的については、安部（2019）で検討している。

現状を正しく把握し、その結果を受託者に報告しなければならない。この場合、取得原価主義会計は、企業が受託した貨幣の一定単位数を支出することによって取得した資産、および、これを売却することによって獲得したより大きな単位数の貨幣を、それらの取引が実際に行われたときに、逐次、測定し記録することができる会計システムである。したがって、取得原価主義会計による測定・記録の結果は、企業が受託した貨幣の増減変化のプロセスを、その事実即して把握したものであるという意味で上記①の目的に適合する。しかも、期末に存在する資産の取得原価基準による評価額は、当該資産の取得に要した貨幣単位数を示すものであるという意味で、上記②の受託した貨幣の会計期末における現状を明らかにするという目的にも適合する³⁴⁾と指摘している。さらに、統一的な基準に基づく地方公会計制度の情報利用者は、当該地方公共団体に関係する住民等を含む広範な財務諸表利用者が想定されることから、財務諸表の質的特性として、特に重要となると考えられる特性は「理解可能性」である。この点も考慮すると、取得原価主義会計は、企業会計においてこれまで多くの国で公表財務諸表制度として採用されてきており、理論体系や実務面においても豊富な経験が蓄積されている。前述のとおり、取得原価主義会計には限界はあるものの、「そのような欠陥や限界についてさえも、財務諸表の作成者および利用者の双方において、一般によく理解されており、また許容されてきている³⁵⁾」と加古（1994）は指摘している。

以上をふまえれば、物価変動による影響は財務諸表本表ではなく、注記情報もしくはその他の公表される情報に含められるべきと考える。財務諸表本表は、あくまで基本的に取得原価による情報を提供し、補足情報として注記等によって、物価変動に関する情報を提供する方法である。統一的な基準の前身の会計モデルであると捉えられる基準モデルにおいては、固定資産の評価について公正価値評価が志向されていた。総務省（2006）ではその理由として以下の2点を挙げている。

「①超長期にわたり資金の調達と運用を行う公会計の場合、取得原価のみでは未実現損益やインフレ等の影響が大きく、財政状態を正確に把握することが困難であること。②地方公共団体の保有する資産にかかるサービス提供能力の評価としては、公正価値が最も適切であると考えられること。³⁶⁾」また、総務省（2008）において、公正価値評価を採用する理由として、地方公共団体の場合、数十年という長期にわたって土地を保有する場合が多く、物価変動の影響を受けやすいことから、数十年前に取得した価額で計上するよりも、再調達原価を基本とする公正価値評価をしたほうが、将来に

³⁴⁾ 加古（1994）、8頁。

³⁵⁾ 加古（1994）、7-8頁。

³⁶⁾ 総務省（2006）、40段落。

向けた現時点での行政サービス提供能力をより適切に評価できることや、地方公会計は地方公共団体の資産・債務改革に役立てる方法として位置づけられているため、現時点での時価を基礎として評価した現時点でのサービス提供能力を示すことができ、情報開示の充実の観点からも有用であると述べられている³⁷⁾。さらに、日本公認会計士協会が2003年に公表した「公会計委員会研究報告第7号 公会計原則（試案）」では、インフラ資産については再調達原価を付すべきであるとしている³⁸⁾。これは、再調達原価などの時価を付すことによって、将来の当該資産の取替更新に要する資金需要に関する情報を提供すべきであるからとしている³⁹⁾。その上で、インフラ資産は、そのサービス提供能力の減少態様の多様性のために、一律に見積使用可能期間を定めることが極めて困難であるとして、減価償却に代わる方法として、時価をベースとした再調達原価の期首と期末の差額を取替更新費の見積額として計上する方法によるとしている⁴⁰⁾。

以上のように、固定資産の評価方法については、基準の設定過程においても一定のゆらぎがみとれるが、取替更新に要する資金需要額を示す再調達原価による測定が考えられる。これは、財務諸表本表ではなく、注記情報等による情報提供とすることでより情報有用性が高まるものと考えられる。ただし、表示科目のうちどこまでを注記対象とするのか、また、その情報を作成するためには相応のコストもかかるものと考えられ、課題も多い。あるいは、財務書類の活用方法の一手段としてのセグメント情報の作成に限って、取替更新に係る情報を利用するなどに活用をしてもよいと考えられる。それは住民への情報開示のひとつの手段としても資するものと考えられる。

5. 結びにかえて

本稿では、企業会計において研究の蓄積のある物価変動会計というテーマを用いて、地方公会計制度における適用可能性に若干の考察を加えた。議論の前提となる資本維持概念については、できるだけ体系的に整理することに努めたが、先行研究自体、海外の事例も含め膨大に存在し、かつ複雑であり十分とはいえないと考えている。一方で明らかにできた点は、何を目的にして財務書類の情報を利用するかによって、固定資産の評価も変わるという点である。地方公共団体における財務報告の主たる目的は、説明責任の履行にあると考えられ、その意味では客観性、検証可能性、理解可能性に

³⁷⁾ 総務省（2008）、6-7頁。

³⁸⁾ 日本公認会計士協会（2003）、公会計原則（試案）、貸借対照表原則注解3（1）①
なお、インフラ資産以外の有形固定資産は取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とされる。

³⁹⁾ 同上文献。

⁴⁰⁾ 同上文献、貸借対照表原則注解4（2）①

優れる取得原価による評価を適用すべきであると主張した。他方、貸借対照表に計上される多くの固定資産が、過去のいずれかの時点において支出した金額という事実のみを示しており、当該資産がどれほどの価値を持つのか（あるいは将来取替更新にかかる支出額がいくらになるのか）といった情報は行政の経営において必要な情報である。また、地方公共団体がかわる行政サービスは多岐にわたり、それぞれのサービスの視点でも異なる評価の視点が存在する可能性もある。今後も複数の広い視点で鋭意研究を進めていきたいと考えている。

<参考文献>

- GASB (1987) Concepts Statement No.1, Objective of Financial Reporting (藤井秀樹監訳、『GASB/FASAB公会計の概念フレームワーク』、中央経済社、2003年)
- 安部秀俊 (2017) 「地方公会計における固定資産の評価に関する一考察」、『研究年報』第11号、大原大学院大学、147-161頁。
- 安部秀俊 (2019) 「地方公共団体における財務報告の目的」、『経営学研究論集』第50号、明治大学大学院、15-31頁。
- 安部秀俊 (2020) 「地方公会計における固定資産に関する情報の考察」、『経営学研究論集』第52号、明治大学大学院、69-85頁。
- 壹岐芳弘 (2017) 「資本維持説と利益計算のアプローチ」『会計』第192巻第2号、221-232頁。
- 壹岐芳弘 (2018) 「企業の観点からの資本維持」『産業経理』第78巻第2号、22-34頁。
- 加古直士 (1994) 『物価変動会計論』中央経済社。
- 菊谷正人 (1992) 『企業実体維持会計論—ドイツ実体維持会計学説およびその影響—』同文館出版。
- 齋藤真哉 (2013) 「資本維持」 齋藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系現代会計学第1巻 企業会計の基礎概念』中央経済社、401-433頁。
- 総務省 (2006) 『新地方公会計制度研究会報告書』。
- 総務省 (2008) 『新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引』。
- 総務省 (2025a) 『統一的な基準による地方公会計マニュアル (令和7年3月改訂)』 「財務書類作成要領」。
- 総務省 (2025b) 『統一的な基準による地方公会計マニュアル (令和7年3月改訂)』 「資産評価及び固定資産台帳の手引き」。
- 総務省 (2025c) 『統一的な基準による地方公会計マニュアル (令和7年3月改訂)』 「財務書類等活用の手引き」。
- 中居文治 (2001) 『貨幣価値変動会計』有斐閣。
- 日本公認会計士協会 (2003) 『公会計委員会研究報告第7号 公会計原則 (試案)』。
- 日本公認会計士協会 (2007) 『公会計委員会研究報告第16号 インフラ資産の会計処理に関する論点整理』。
- 日本公認会計士協会国際委員会 (1987) 『米国FASB財務会計基準書物価変動会計他』同文館出版。
- 火原克二 (1998) 『物価変動会計の利益概念』森山書店。
- 森田哲彌 (1979) 『価格変動会計論』国元書房。

(あべ ひでとし・大原大学院大学 会計研究科准教授)